証券コード　2675
平成29年３月６日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿一丁目８番１号
株式会社ダイナック
代表取締役社長　若　杉　和　正

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月27日（月曜日）営業時間終了時（午後５時20分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目７番12号　サピアタワー５階
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」
※末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

３．目 的 事 項

報告事項　第73期（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

議決権を代理人により行使される場合は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様１名に限り、代理人として株主総会にご出席することができます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面に加え、委任するご本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくことが必要となりますので、ご注意ください。

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。受付開始時刻は、午前９時を予定しております。なお、株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方は、ご入場いただくことができません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）。

２．当日は、お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様１名につき１個とさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

３．株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.dynac.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成28年１月１日
　至　平成28年12月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、基調としては緩やかな回復を続けているものの、海外経済の不確実性や株価・為替相場の変動を背景とし、企業収益の減少等を通じて景気は下振れしやすい状況にあります。

外食業界におきましても、個人の消費マインドが低調に推移している中、原材料価格の高止まりに加え人材不足による人件費の上昇等により、経営環境は厳しさを増しております。

このような状況の下、当社は「お客様の感動満足」を起点とした更なる会社の成長の実現に向け、より付加価値の高い分野の業容拡大並びに構造変革など、当社事業の強みを活かした運営基盤の強化に取り組むとともに、食に対する安心・安全の追求及びお客様に最高の商品・サービス・環境をご提供できる店づくりを心がけてまいりました。

当事業年度における出店は、気軽に美味しい魚料理をリーズナブルに楽しめる海鮮居酒屋「魚盛」、11月25日オープンの「京橋エドグラン」にワインバール「ヴィッラ　ビアンキ」、初進出となる横浜にダイナミックキッチン＆バー「響」など、ゴルフ場レストランを含め計14店舗を新規に出店しました。また、既存の６店舗を「ヴィッラ　ビアンキ」「虎連坊」「ＴＨＥ　ＯＬＤ　ＳＴＡＴＩＯＮ」「ティキティキ」「魚盛」「トップサーティー」に業態変更する一方で16店舗を閉店し、当事業年度末の店舗数は258店舗（業務運営受託店舗５店除く）となりました。

当事業年度における業績につきましては、売上面では「倶楽部ダイナック（顧客会員カード）」のＷＥＢ会員登録キャンペーン等の様々な販売促進活動を行ったものの、売上高は36,007百万円（前事業年度比0.4％減）となりました。

利益面では、原材料価格の高止まり、人材不足による人件費の上昇及び新店舗システムの導入費用などの影響がある一方で、入居ビル建替えによる店舗立退き補償金の受け入れもあり、経常利益は944百万円（前事業年度比1.6％増）となりました。また、商況の変化に合わせた業態変更及び撤退等の迅速な判断を行い、特別損失として店舗等撤退損失や減損損失を計上したことなどにより、当期純利益は244百万円（前事業年度比28.3％減）となりました。

② 形態別概況

レストラン・バーの売上高は32,318百万円（前事業年度比0.5％減）、売上総利益は4,333百万円（前事業年度比2.9％増）となりました。

ケータリングの売上高は1,046百万円（前事業年度比6.3％増）、売上総利益は77百万円（前事業年度比0.3％増）となりました。

その他の売上高は2,642百万円（前事業年度比0.8％減）、売上総利益は400百万円（前事業年度比2.4％減）となりました。

(2) 対処すべき課題

外食業界におきましては、原材料価格の高止まりや人材の採用コスト増加に加え、海外経済の不確実性等も影響して引き続き個人消費の伸び悩みが予想され、厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような環境の下、当社は「お客様の感動満足」を起点とした会社の成長の実現に向け、付加価値の高い分野の業容拡大並びに高収益構造への変革など、当社事業の強みを活かし、同業他社との差別化を図りながら、収益基盤の強化に取り組んでまいります。

また、消費者の安全指向が高まり、さらに食に対する安心・安全の追求、基本に忠実な仕事を徹底するとともに、お客様に高付加価値な飲食空間で美味しい料理と最高のドリンクをご提供できる店づくりを推し進めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備・保証金等の投資総額は1,502百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度出店分　トップサーティー
響 横浜スカイビル店、魚盛 阪急西宮ガーデンズ店
ＴＨＥ ＯＬＤ ＳＴＡＴＩＯＮ 新宿店

上記の設備投資などの所要資金につきましては、自己資金により充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 70 期 (平成25年12月期)	第 71 期 (平成26年12月期)	第 72 期 (平成27年12月期)	第 73 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売　上　高(千円)	33,702,340	34,791,233	36,134,100	36,007,584
経常利益(千円)	711,750	799,457	929,230	944,244
当期純利益(千円)	238,562	277,415	341,067	244,405
1株当たり当期純利益(円)	33.92	39.44	48.49	34.75
総資産額(千円)	13,887,893	13,812,891	13,790,658	14,058,704
純資産額(千円)	3,364,982	3,573,513	4,053,442	4,218,151
1株当たり純資産額(円)	478.47	508.11	576.36	599.79

(5) 重要な親会社の状況

〔親会社との関係〕

当社の親会社はサントリーホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式4,340千株（議決権比率61.7%）を保有しております。当社はサントリーホールディングス株式会社より店舗設備の賃借等を行っております。

いずれの取引も、一般的な取引条件と同様に、取引ごとに交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また、取引の重要性の高いものについては、取締役会にて、適切な意見を得ながら、多面的な議論を経て意思決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

なお、サントリーホールディングス株式会社は、寿不動産株式会社の子会社であるため、寿不動産株式会社もまた当社の親会社であります。当社と寿不動産株式会社との事業上の関係はありません。

(6) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社は、首都圏、近畿圏を中心に、レストラン・バー及びケータリング等を営んでおります。

(7) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

本　　社　　東京都新宿区新宿一丁目８番１号
大阪ｵﾌｨｽ　　大阪市北区堂島浜二丁目１番９号
店　　舗　　258店舗

北海道	1 店	福島県	2 店	茨城県	2 店
栃木県	1	埼玉県	10	千葉県	8
東京都	114	神奈川県	19	新潟県	1
福井県	1	石川県	1	富山県	2
山梨県	1	岐阜県	4	静岡県	2
愛知県	4	三重県	8	滋賀県	9
京都府	2	大阪府	31	兵庫県	22
奈良県	4	和歌山県	3	岡山県	1
島根県	1	広島県	1	山口県	1
徳島県	1	宮崎県	1		

(8) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
939名	6名減	42.8歳	12.9年

(9) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	165,000千円
株式会社三井住友銀行	165,000
三井住友信託銀行株式会社	165,000
株式会社肥後銀行	130,000
株式会社八十二銀行	130,000
日本生命保険相互会社	100,000
明治安田生命保険相互会社	100,000

２．会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　24,000千株

(2) 発行済株式の総数　7,033千株（１単元100株）

(3) 株主数　7,445名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
サントリーホールディングス株式会社	4,340	61.7
ダイナック従業員持株会	177	2.5
鴻池運輸株式会社	150	2.1
日本生命保険相互会社	84	1.2
株式会社三井住友銀行	60	0.9
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	60	0.9
株式会社佐々木	40	0.6
三井住友信託銀行株式会社	40	0.6
関口正明	20	0.3
三井住友海上火災保険株式会社	20	0.3

（注）持株比率は自己株式（254株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	若杉和正	
専務取締役	田中政明	営業統括本部長
常務取締役	米倉通浩	営業統括副本部長、開発本部長
取締役	保坂孝徳	管理統括本部長、管理本部長、法務・総務部長
取締役（常勤監査等委員）	岡　哲義	
取締役（監査等委員）	小松美喜男	弁護士
取締役（監査等委員）	武笠悦郎	サントリーホールディングス株式会社グループ監査部長

（注）1．退任[監査役]当社は、平成28年３月23日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました（以下、当該移行を「本件移行」といいます。）。本件移行に伴い、監査役 岡　哲義、武笠悦郎及び大和田雄三の３氏が任期満了により退任いたしました。

2．就任[取締役] 保坂孝徳氏は、平成28年３月23日開催の第72回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

3．就任[取締役（監査等委員）] 岡　哲義、小松美喜男及び武笠悦郎の３氏は、平成28年３月23日開催の第72回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

4．取締役（監査等委員）岡　哲義、小松美喜男の両氏は社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．取締役（監査等委員）岡　哲義氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議等への出席により効率的に情報収集するとともに、内部監査部門等との連携を密に図ることにより、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

6．当社と取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度額としております。

7．取締役（監査等委員）岡　哲義、武笠悦郎の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

８．当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員は次のとおりであります。

役　名	氏　　名	職　　名
上席執行役員	関　口　忠　義	営業推進本部長
上席執行役員	佐　藤　隆　之	経営企画本部長
執　行　役　員	仲　　恭　令	ＣＳＲ推進担当
執　行　役　員	松　井　正　博	ゴルフクラブレストラン営業本部長
執　行　役　員	岡　村　　寛	コントラクト営業本部長
執　行　役　員	徳　武　　剛	経営企画本部部長、情報システム担当
執　行　役　員	濱　脇　宏　二	バーレストラン第二営業本部長
執　行　役　員	齋　藤　康　雄	バーレストラン第一営業本部長
執　行　役　員	田　中　謙二郎	法人営業本部長
執　行　役　員	片　山　浩　志	人材開発本部長

(2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

（当事業年度に係る報酬等の総額）

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （1名）	83,602千円 (1,200千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	12,030千円 (10,500千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6,810千円 (3,210千円)
合　　計	11名	102,442千円

（注）1．上記、取締役（監査等委員を除く）には本件移行前の期間に係るものとして社外取締役1名が含まれております。また監査役は、本件移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）は、本件移行後の期間に係るものであります。

2．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額150,000千円以内であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
（平成28年3月23日　第72回定時株主総会決議）

4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額40,000千円以内であります。
（平成28年3月23日　第72回定時株主総会決議）

5．監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内であります。
（平成22年12月22日　第66回定時株主総会決議）

6．報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）4名に対する役員賞与21,130千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	岡　哲義	平成28年3月23日に取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席し、主として経営全般の見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。また、平成28年3月23日に監査役を退任するまでに開催された取締役会5回、監査役会3回の全てに出席し、適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	小松美喜男	平成28年3月23日に取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席し、主として法律的見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。また、平成28年3月23日に取締役を退任するまでに開催された取締役会5回の全てに出席し、適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り額等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、上記会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提案いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任を果たすために企業倫理綱領（企業倫理憲章・行動規範）を制定する。

ロ．代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、同委員会の管轄下にコンプライアンス推進委員会を配し、コンプライアンス推進委員会にてコンプライアンスの取組を全社横断的に統括し、コンプライアンスの周知徹底を図る。

ハ．取締役及び使用人の法令上疑義がある行為等について、使用人が直接通報・報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また当社は、通報・報告などの社外窓口として、コンプライアンス・ホットライン（法律事務所）を運用する。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を持つことのない体制を整備する。

ホ．取締役は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体など（以下「文書等」という）に記録し、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規定を新たに制定し、全社のリスク管理の統括を管理部門担当取締役とすることとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

また、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会の管轄下にリスクカテゴリーごとに委員会を配し、当社の全社的なリスクを網羅的・統括的に管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役と使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成のために各部門の具体的目標を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を

迅速に把握することで、取締役会が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤　当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、サントリーグループ会社の企業倫理綱領（企業倫理憲章・行動規範）を遵守すると共に、親会社のコンプライアンス推進部門と定期的に情報交換を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図りながらコンプライアンス上の課題を把握し、業務執行の適正を確保する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、監査部においてこれを補助する。監査等委員会が指示する業務に関して、監査部の使用人への指揮命令権は、もっぱら監査等委員会に属するものとする。

また、監査部の使用人の異動、評価等については、監査等委員会の同意をもって行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれやその事実の発生、当社の信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などを発見した場合には、書面又は口頭にて直ちに監査等委員会に報告するものとする。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員又は監査等委員会からの報告の要求に対しその要求に応えるものとし、監査部は、監査等委員会及び代表取締役社長に対し、定期的に内部監査の結果及びその活動状況等の報告を行うものとする。

また、当社の置く内部通報制度であるコンプライアンス・ホットラインの運用状況等について、担当部署から監査等委員会に報告する体制を整備する。

当社は、監査等委員又は監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の役職員に周知する。

⑧　監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定するものとする。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「企業倫理憲章」や「コンプライアンス規定」等の諸規程、及びコンプライアンスハンドブックの配布等により、取締役及び使用人の業務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しております。また、全従業員等に対して、コンプライアンス・企業風土等に関する意識調査を実施すると共に、その結果をフィードバックし、更なるコンプライアンス意識の向上に努めております。

当期の主な取組といたしましては、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を新設し、その管轄下にリスクカテゴリーごとに委員会を配し、当社の全社的なリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。

また、監査体制の強化のため、監査等委員会の管轄下に監査部を配し、法令・定款及び社内諸規程の遵守体制・業務管理プロセスの有効性等についての監査を行うほか、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うと共に、監査結果及びその他活動状況等について、定期的に代表取締役社長に報告し、課題事案等の確認・共有を行いました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な配当の維持と、将来に備えた内部留保の充実を念頭に置いて利益配分を行ってまいります。

第73期の期末配当につきましては、配当の安定性・継続性重視の観点から、１株当たり６円とし、既に実施済みの中間配当金６円と合わせて、年間配当金を12円とさせていただく予定としております。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**3,720,762**	**流動負債**	**7,493,261**
現金及び預金	654,475	買掛金	2,532,044
受取手形	900	短期借入金	402,500
売掛金	2,145,120	一年以内返済予定長期借入金	355,000
商品	60,784	未払金	696,412
原材料及び貯蔵品	224,191	未払費用	2,454,404
前払費用	276,147	未払法人税等	397,000
繰延税金資産	72,361	未払消費税等	302,621
短期貸付金	930	前受金	91,650
未収入金	114,686	預り金	213,074
その他	198,165	前受収益	2,695
貸倒引当金	△27,000	役員賞与引当金	21,130
固定資産	**10,337,942**	資産除去債務	24,729
有形固定資産	**4,687,518**	**固定負債**	**2,347,292**
建物	4,004,026	長期借入金	342,500
構築物	834	退職給付引当金	1,163,437
工具、器具及び備品	676,206	資産除去債務	782,399
建設仮勘定	6,451	その他	58,954
無形固定資産	**196,765**	**負債合計**	**9,840,553**
ソフトウェア	103,003	**純資産の部**	
電話加入権	20,807	**株主資本**	**4,207,017**
その他	72,953	資本金	1,741,625
投資その他の資産	**5,453,658**	資本剰余金	965,175
投資有価証券	34,810	資本準備金	965,175
長期前払費用	31,472	利益剰余金	1,500,548
破産更生債権等	20,684	利益準備金	179,239
繰延税金資産	668,671	その他利益剰余金	1,321,309
長期未収入金	71,105	別途積立金	700,000
敷金及び保証金	4,717,113	繰越利益剰余金	621,309
会員権	91,754	自己株式	△331
その他	55,248	**評価・換算差額等**	**11,133**
貸倒引当金	△237,201	その他有価証券評価差額金	11,133
資産合計	**14,058,704**	**純資産合計**	**4,218,151**
		負債・純資産合計	**14,058,704**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（自　平成28年１月１日
　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**36,007,584**
売上原価		**31,195,615**
売上総利益		**4,811,969**
販売費及び一般管理費		**4,054,323**
営業利益		**757,646**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,324	
受取補償金	191,242	
その他	10,894	203,462
営業外費用		
支払利息	10,569	
その他	6,295	16,864
経常利益		**944,244**
特別利益		
固定資産売却益	368	368
特別損失		
固定資産売却損	181	
固定資産除却損	113,683	
減損損失	47,827	
店舗等撤退損失	161,688	323,380
税引前当期純利益		**621,232**
法人税、住民税及び事業税	364,907	
法人税等調整額	11,919	376,826
当期純利益		**244,405**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年１月１日残高	1,741,625	965,175	179,239	－	1,154,263	1,333,503	△331	4,039,971
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△77,360	△77,360		△77,360
別途積立金の積立				700,000	△700,000	－		－
当期純利益					244,405	244,405		244,405
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	700,000	△532,954	167,045	－	167,045
平成28年12月31日残高	1,741,625	965,175	179,239	700,000	621,309	1,500,548	△331	4,207,017

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年１月１日残高	13,470	13,470	4,053,442
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△77,360
別途積立金の積立			－
当期純利益			244,405
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,336	△2,336	△2,336
事業年度中の変動額合計	△2,336	△2,336	164,709
平成28年12月31日残高	11,133	11,133	4,218,151

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ 長期前払費用	均等償却をしております。
④ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度に一括処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　648千円　長期金銭債権　17,608千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,687,774千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引　　26,451千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について165,810千円の減損損失を計上いたしました。

なお、取締役会にて当事業年度及び翌事業年度の撤退を決議した不採算店舗等に係る減損損失117,983千円については、撤退の意思決定に伴う損失として店舗等撤退損失に含めて表示しております。

用　　途	種　　類	場　　所
店舗（　６店）	建物他	東京都他
店舗（　２店）	建物他	大阪府他

当社は、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。営業損失が継続している店舗及び撤退の意思決定を行った店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

その内訳は建物144,121千円、工具、器具及び備品21,386千円、電話加入権109千円、長期前払費用193千円であります。

なお、営業損失が継続している店舗については、回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.0％で割り引いて算定しております。

(3) 店舗等撤退損失

店舗の撤退に伴う損失であり、撤退店舗の固定資産除却損（建物16,600千円、工具、器具及び備品5,728千円、電話加入権225千円）及び撤退を意思決定した店舗に係る減損損失117,983千円、賃貸借解約損21,151千円であります。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,033,000	－	－	7,033,000
合計	7,033,000	－	－	7,033,000
自己株式				
普通株式	254	－	－	254
合計	254	－	－	254

（2）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年３月23日定時株主総会	普通株式	35,163	5.0	平成27年12月31日	平成28年３月24日
平成28年８月２日取締役会	普通株式	42,196	6.0	平成28年６月30日	平成28年９月20日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年３月28日定時株主総会	普通株式	42,196	利益剰余金	6.0	平成28年12月31日	平成29年３月29日

（注）平成29年３月28日開催の定時株主総会において、上記議案を付議いたします。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
（流動資産）	（千円）
未払事業税	37,306
未払事業所税	14,613
その他	29,608
小計	81,528
（固定資産）	
退職給付引当金	354,848
資産除去債務	239,039
減損損失	139,734
貸倒引当金損金算入限度超過額	80,879
その他	27,200
小計	841,701
評価性引当額	△114,502
繰延税金資産計	808,727
繰延税金負債	
（流動負債）	
資産除去債務に対応する除去費用	9,167
（固定負債）	
資産除去債務に対応する除去費用	53,641
その他有価証券評価差額金	4,886
小計	58,528
繰延税金負債計	67,695
繰延税金資産の純額	741,032

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月31日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が37,221千円減少し、その他有価証券評価差額金が256千円、法人税等調整額が37,477千円それぞれ増加しております。

６．リース取引により使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	4,697千円
１年超	1,876千円
合　計	6,573千円

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融商品での運用に限定しており、資金調達については、短期的な運転資金及び店舗の設備投資に要する資金を主に金融機関からの借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、破産更生債権等及び長期未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗等における賃貸借取引に伴う敷金及び保証金については、契約先の信用リスクに晒されております。

会員権については、会員権市場相場の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用については、そのほとんどが１年以内の支払期限であります。

借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引開始時に必要に応じて相手先の信用状態を検証するとともに、取引先相手ごとに期日及び残高管理を実施し定期的に財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

会員権については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利での調達としております。

ハ．資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	654,475	654,475	―
(2) 受取手形	900	900	―
(3) 売掛金	2,145,120	2,145,120	―
(4) 破産更生債権等	20,684		
貸倒引当金（※）	△20,684		
破産更生債権等（純額）	―	―	―
(5) 長期未収入金	71,105		
貸倒引当金（※）	△65,515		
長期未収入金（純額）	5,589	5,589	―
(6) 敷金及び保証金	4,717,113		
貸倒引当金（※）	△70,679		
敷金及び保証金（純額）	4,646,434	4,664,069	17,635
(7) 会員権	91,754		
貸倒引当金（※）	△59,889		
会員権（純額）	31,865	31,865	―
資産計	7,484,384	7,502,020	17,635
(1) 買掛金	2,532,044	2,532,044	―
(2) 短期借入金	402,500	402,500	―
(3) 未払金	696,412	696,412	―
(4) 未払費用	2,454,404	2,454,404	―
(5) 未払法人税等	397,000	397,000	―
(6) 未払消費税等	302,621	302,621	―
(7) 預り金	213,074	213,074	―
(8) 長期借入金（一年以内返済予定含む）	697,500	702,943	5,443
負債計	7,695,556	7,701,000	5,443

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等、(5) 長期未収入金

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額を時価としております。

(6) 敷金及び保証金

時価は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(7) 会員権

会員権市場の相場価格等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額を時価としております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（一年以内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	サントリーホールディングス㈱	大阪市北区	70,000,000	グループ会社の経営支援及び管理	（被所有）直接 61.7%	店舗設備の賃借他	不動産賃借	6,479	前払費用	577
							敷金及び保証金の差入	—	敷金及び保証金	17,608

（注）1．上記取引金額については消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等は含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) 不動産賃借並びに敷金及び保証金の差入については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 上記のほか当社は、親会社であるサントリーホールディングス株式会社の子会社であるサントリー食品インターナショナル株式会社・サントリースピリッツ株式会社・サントリービール株式会社・サントリーワインインターナショナル株式会社の製品・商品を販売店を通じて2,016,605千円仕入れております。

９．退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。なお、当社は総合設立型の酒フーズ厚生年金基金に加入しており、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出年金制度と同様に処理しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,293,076千円
未認識数理計算上の差異	△129,639千円
退職給付引当金	1,163,437千円

② 退職給付費用に関する事項

勤務費用	133,480千円
利息費用	10,710千円
数理計算上の差異の費用処理額	50,843千円
退職給付費用	195,033千円

(3) その他

当社の確定拠出年金への要拠出額は46,869千円であり、厚生年金基金への要拠出額は334,985千円であります。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

店舗及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.1％～1.3％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	793,678千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	77,294千円
時の経過による調整額	4,032千円
資産除去債務の履行による減少額	△67,876千円
期末残高	807,128千円

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	599円79銭
(2) １株当たり当期純利益	34円75銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月13日

株 式 会 社 ダ イ ナ ッ ク
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川　﨑　洋　文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平　田　英　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱　本　恵　子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ダイナックの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年1月１日から平成28年12月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月24日

株式会社ダイナック　監査等委員会

常勤監査等委員　岡　哲義　㊞

監査等委員　小松美喜男　㊞

監査等委員　武笠悦郎　㊞

（注）常勤監査等委員 岡　哲義及び監査等委員 小松美喜男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の維持と、将来に備えた内部留保の充実を念頭において利益配分を行っていきたいと考えております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金６円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は42,196,476円となります。

これにより、中間配当金（１株につき６円）とあわせまして、当期の年間配当金は、１株につき12円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年３月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	若杉和正（わかすぎかずまさ） （昭和29年５月２日生）	昭和52年４月　サントリー㈱（現サントリースピリッツ㈱）入社 平成12年３月　同社営業推進本部長 平成14年３月　同社東海北陸営業本部長 平成15年10月　同社開発事業部長 平成17年３月　同社外食事業部長 平成18年１月　サンリーブ㈱代表取締役社長 平成19年９月　当社顧問 平成19年12月　当社代表取締役社長 平成22年３月　当社代表取締役社長、営業統括本部長 平成22年10月　当社代表取締役社長 平成24年２月　当社代表取締役社長、マーケティング統括本部長 平成24年９月　当社代表取締役社長（現任）	10,000株
	［取締役候補者とした理由］ これまで当社の代表取締役社長として経営を担っており、強いリーダーシップを持って会社を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な見識や職務経験等は、当社の持続的成長と企業価値向上に資するため、引き続き、取締役として適任と判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	田中政明（たなかまさあき） （昭和33年11月８日生）	昭和56年４月　サントリー㈱（現サントリースピリッツ㈱）入社 平成９年３月　㈱ミュープランニング＆オペレーターズ取締役企画開発部長 平成14年９月　同社常務取締役経営企画室長 平成16年４月　同社専務取締役直営事業本部長 平成20年４月　ファーストキッチン㈱代表取締役社長 平成23年12月　当社常務取締役営業統括本部長、第四営業本部長 平成24年２月　当社常務取締役営業統括本部長、バーレストラン事業本部長 平成25年３月　当社常務取締役営業統括本部長 平成25年12月　当社常務取締役営業統括本部長、西部バーレストラン営業本部長 平成26年８月　当社常務取締役営業統括本部長 平成28年３月　当社専務取締役営業統括本部長（現任）	3,000株
	［取締役候補者とした理由］ これまで当社の取締役として営業部門全体を統括してきた実績と、経営全般における豊富な見識や営業経験等は、当社の持続的成長と企業価値向上に資するため、引き続き、取締役として適任と判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	米倉通浩（よねくら みちひろ） （昭和35年３月15日生）	昭和61年７月　当社入社 平成16年10月　当社商品・技術開発本部部長 平成20年10月　当社執行役員商品本部長、商品技術開発部長、品質管理部長 平成23年10月　当社執行役員商品本部長、品質保証本部副本部長 平成25年３月　当社取締役商品本部長、品質保証本部長 平成25年12月　当社取締役営業統括副本部長、商品本部長、品質保証本部長 平成27年１月　当社取締役営業統括副本部長、品質保証本部長 平成28年２月　当社取締役営業統括副本部長、開発本部長 平成28年３月　当社常務取締役営業統括副本部長、開発本部長（現任）	300株
	［取締役候補者とした理由］ これまで当社における豊富な業務経験とあわせ、取締役として営業部門、品質保証部門及び開発部門を牽引してきた実績と豊富な見識・経験等は、当社の持続的成長と企業価値向上に資するため、引き続き、取締役として適任と判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	保坂孝徳（ほさかこうとく） （昭和35年１月17日生）	平成13年９月　当社入社 平成14年４月　当社財務経理部課長 平成20年10月　当社管理本部部長、大阪管理部長 平成23年４月　当社管理本部副本部長、人材開発本部長、大阪管理部長 平成24年３月　当社執行役員管理本部副本部長、人材開発本部長、労務部長 平成24年９月　当社執行役員管理本部長、法務・総務部長 平成26年９月　当社執行役員管理統括本部副本部長、管理本部長、法務・総務部長 平成27年３月　当社執行役員管理統括本部長、管理本部長、法務・総務部長 平成28年３月　当社取締役管理統括本部長、管理本部長、法務・総務部長（現任）	ー株
	［取締役候補者とした理由］ これまで当社における豊富な業務経験とあわせ、取締役として管理部門全体を統括してきた実績や豊富な見識・経験等は、当社の持続的成長と企業価値向上に資するため、引き続き、取締役として適任と判断いたしました。		

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役 武笠悦郎氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、同氏の後任として、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の安井信裕氏の任期は、法令及び当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。本議案及び武笠悦郎氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 安井信裕（やすい のぶ ひろ） （昭和34年10月23日生）	昭和58年４月　サントリー㈱（現サントリースピリッツ㈱）入社 平成16年３月　同社グループ財務部長 平成21年４月　サントリーホールディングス㈱グループ財務部長 平成24年４月　同社財経本部副本部長、グループ財務部長 平成24年９月　サントリー食品インターナショナル㈱執行役員管理本部副本部長 平成25年１月　同社執行役員財経本部長 平成27年４月　同社執行役員コーポレートコミュニケーション部長（現任）	ー株
［監査等委員である取締役候補者とした理由］ 当社の親会社であるサントリーホールディングス㈱及びそのグループ会社において財務・経理部門を長年務めた経験をもち、その経験を通じて培われた財務及び会計に関する専門的な知識及び見識を有しておられることから、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．※印は、新任の候補者であります。

３．安井信裕氏は、当社の親会社であるサントリーホールディングス㈱及び当該親会社の子会社であるサントリー食品インターナショナル㈱において、過去５年間に上記略歴のとおり各社の業務執行者となったことがあります。また同氏は、現在、サントリー食品インターナショナル㈱において執行役員コーポレートコミュニケーション部長を務めておりますが、平成29年３月31日をもって同社を退社し、同年４月１日付けにてサントリーホールディングス㈱のグループ監査部長に就任する予定であります。

４．本議案が承認された場合、当社は、安井信裕氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度額としております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：ステーションコンファレンス東京　「サピアホール」
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号　サピアタワー５階
電話：03-6888-8080（代表）

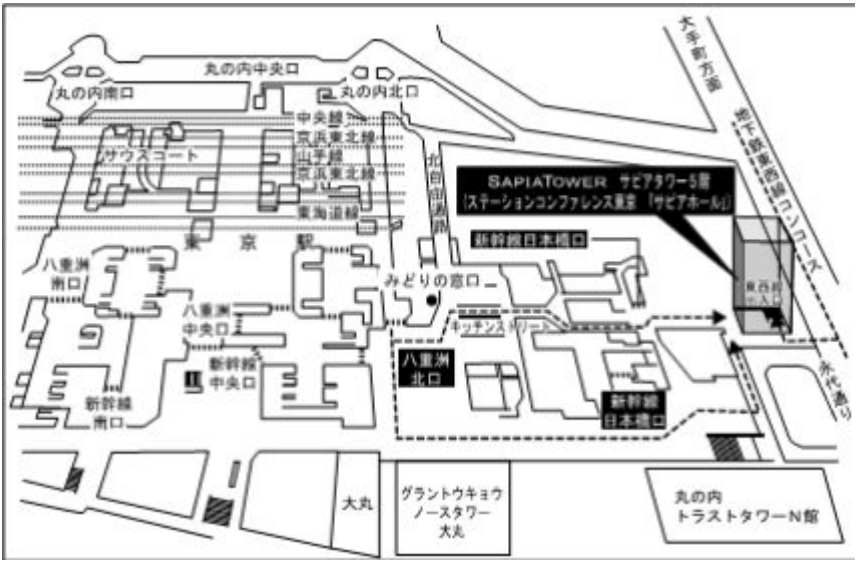

■交通のご案内

・ＪＲ東京駅　八重洲北口改札より徒歩２分
　　新幹線専用改札（日本橋口）より徒歩１分

・地下鉄　　東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線
　　「大手町駅」Ｂ７出口付近階段より１階エントランスに直結